

指名停止業者

| 商 号 | 所 在 地 | 指名停止期間 | 指名停止理由 |
|-----------------|----------------|-----------------------------------|--|
| 日本交通技術株式会社 | 東京都台東区上野7-11-1 | 令和8年2月6日から 令和8年8月5日まで (6か月) | 日本交通技術株式会社及び株式会社トーニチコンサルタントは、特定跨線橋点検等業務の入札に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から、同法の規定に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、高松市指名停止等措置要綱別表措置要件第13号イ(独占禁止法違反／県外)に該当する。 |
| 株式会社トーニチコンサルタント | 東京都渋谷区本町1-13-3 | 令和8年2月6日から 令和8年5月5日まで (3か月) | |